

第2節 自然公園等による優れた自然環境の保全と活用

◎ 現況と課題

本県には、緑豊かな丘陵、変化に富んだ海岸、豊富な水を湛えた河川・湖沼など、個性豊かな自然環境があります。

これらの県を代表する優れた自然環境が失われることのないように保全し、次の世代に引き継いでいかなければなりません。

本県においては、優れた自然の風景地の保護とその利用の増進を目的とした自然公園として、「南房総国定公園」と「水郷筑波国定公園」（その一部）の2つの国定公園と「県立印旛手賀自然公園」など8つの県立自然公園が指定され、その面積は28,537ha（平成25年度末現在）と県土面積の約5.5%を占めています。

また、「千葉県自然環境保全条例」に基づいて、優れた天然林※や希少な野生生物が生息・生育している区域、地域住民に親しまれてきた良好な自然環境などを、自然環境保全地域等に指定しており、平成25年度末現在の指定箇所数は28、その面積は1,956haとなっています。

さらに、県内の市町村の中にも、独自に条例を定め、自然保護地区などの地域指定を行っているところがあります。

これらの中には、学術的にも貴重な原生的自然環境が残されており、それらは県における生物多様性※の核（コア）となる場所になっています。

そのため、自然公園や自然環境保全地域等では、自然環境の保全に影響を及ぼすおそれのある各種開発行為を規制するとともに、適切に利用していくための施設整備を行ってきました。

今後も、指定地域の適正な管理を行っていくとともに、必要に応じて区域の見直しを行うなど、優れた自然環境の保全に努めていかななくてはなりません。

このような新たな地域の指定については、土地利用上の制約を伴うため、土地利用者の理解と協力を得ながら、市町村等と十分連携し進めていくことが必要です。

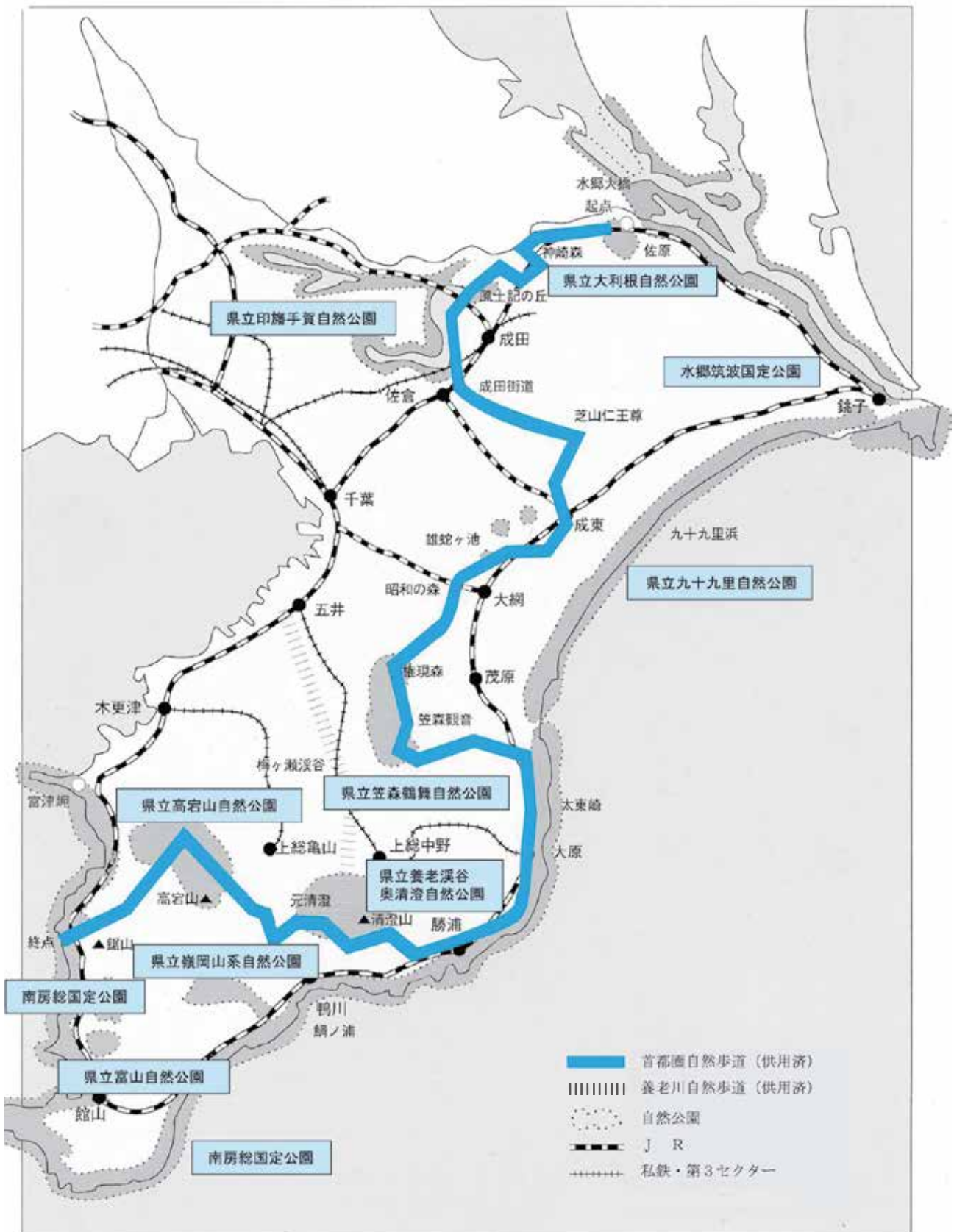
また、自然環境とのふれあいは、人の心を豊かにし、自然と共生する社会を築いていく大きな礎となります。

このため、自然公園等の優れた自然環境が人為的な影響により損なわれることがないように十分留意しながら、人と自然とのふれあいの場、環境について学ぶ場として、より一層活用していくことが必要です。

◎ 目指す環境の姿

自然公園等の優れた自然環境が保全され、環境を損なわないように人と自然のふれあいの場として活用されています。

図2-1 千葉県の自然公園・自然歩道の概要図



◎ みんなの行動指針

<p>県民 (家庭)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○自然保護活動、自然観察会等に積極的に参加するなど、自然への理解を深めます。 ○自然公園を利用する場合や山登り、ハイキング等では、ゴミを持ち帰る、動植物を捕まえたり採集したりしない、車両の乗り入れ規制を守るなど、マナーを守ります。
<p>市民活動 団体</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○自然保護活動、自然観察会等を実施、または積極的に参加することにより、県民の自然への理解を深めます。 ○自然公園を利用する場合や山登り、ハイキング等では、ゴミを持ち帰る、動植物を捕まえたり採集したりしないなど、マナーを守るよう呼びかけます。
<p>事業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○自然公園等の地域内で開発や整備を行う際には、自然景観や生物多様性の保全に配慮します。 ○自然保護活動、自然観察会等に積極的に参加・協力します。
<p>教育機関</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○自然公園等を豊かな心や健康を育む、環境教育の場として活用します。 ○自然保護活動、自然観察会等に協力します。 ○自然にふれあう場合のモラルの向上に取り組みます。
<p>市町村・県 (共通するもの)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○自然環境の状況を調査し、保全が必要な地域の地域指定に努めます。 ○自然を体験し、理解を深める機会を作ります。 ○自然への理解を深めるため、指導者となる人材を育成に取り組みます。
<p>市町村</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の特色ある自然環境の保護、回復を図ります。 ○地域で取り組む自然保護活動、自然観察会等を支援します。
<p>県</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○広域的な見地から保全すべき自然環境について自然公園・自然環境保全地域等への指定を進め、保護、回復を図ります。 ○自然公園等の指定地域については、必要に応じその拡大や保全状況等を確認することにより、規制区域の見直しを行います。 ○自然とのふれあいの場として、自然公園の利用を促進します。

◎ 県の施策展開

1. 生物多様性保全の核（コア）となる優れた自然環境の保全【自然保護課】

（1）自然公園による広域的な優れた自然環境の保全

- ・ 原始的な自然環境を保護するため、自然公園の区域を、生物多様性を重視する区域と公園利用を重視する区域に区分し、各公園が有する特性に応じた適正な管理を行うとともに、県民の自然とのふれあいの場として有効に活用します。
- ・ 生物多様性の観点から自然公園区域内の野生生物の生息・生育状況を調査確認し、生物多様性保全のためのコアエリアとして後世に承継して行けるよう、必要に応じて公園区域の再編成及び拡張、地種区分の見直しを実施します。
- ・ 自然公園内における開発や整備、大規模公共事業については、法令の遵守を徹底するとともに、景観の保全や希少な野生生物の保護等に対する適正な配慮を求めます。

（2）自然環境保全地域等による拠点となる重要地区の保全

- ・ 「千葉県自然環境保全条例」に基づき、優れた天然林※を有する森林や地形地質が特異である地域等を「自然環境保全地域」に、鎮守の森等歴史的な遺跡、郷土的な建築物と一体となった土地を「郷土環境保全地域」に、市街地に隣接する樹林地等地域住民の健全な心身の保持、増進等の効果が著しい地域を「緑地環境保全地域」に指定し、開発等の行為を規制するなど、保全に努めます。
- ・ 新たな保全地域の指定に向けた調査や既指定地域の現況を確認するための調査を実施します。
- ・ 周辺地域における自然環境復元の実施やコリドー※の設置による他の自然環境の豊かな地域との連続性の確保により、保全地域の生物多様性の低下の防止を図ります。

2. 自然公園等を活用した自然とのふれあいの推進【自然保護課】

- ・ 自然公園等における県民の自然との適切なふれあいを促進するため、ビジターセンターの充実を図るとともに、広場・駐車場等の利用拠点施設や遊歩道等を自然環境に配慮しながら整備します。また、安全の確保や環境学習の場としての活用のため、防護柵、案内板等を整備します。
- ・ 海浜動植物を保護するため、千葉県立自然公園条例により実施している九十九里浜地域への車両等の乗り入れ規制の周知徹底を図ります。
- ・ 平成18年3月に県内全区間の整備が完了した首都圏自然歩道等の利用を促進し、自らの「足」で豊かな自然に触れることによって、自然保護思想の高揚と健康な心身の育成を図ります。
- ・ 自然公園等に対する理解が深まり、その適正な保全と活用が進むよう、自然公園指導員、自然保護指導員などを配置します。
- ・ 地域における自然観察活動等を支援し、県民の自然への理解を深めるため、自然観察指導員等指導者の育成・登録を進めます。

◎ 計画の進捗を表す指標

項目名	現況（基準年度）	目標（目標年度）
自然公園の指定	10 地域 28,537 h a (平成 18 年度)	10 地域の維持、拡大 (平成 30 年度)
自然環境保全地域の指定	28 地域 1,956 h a (平成 18 年度)	28 地域の維持、拡大 (平成 30 年度)
自然公園ビジターセンター 等利用者数	11 万 1 千人 (平成 18 年度)	12 万人 (平成 26 年度以降毎年度)



県立養老溪谷奥清澄自然公園（養老溪谷の紅葉）